

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

(岩手県県税条例の一部改正)

第1条 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</p> <p>(徴収の猶予を受けた場合の差押財産の解除の申請手続)</p> <p>第15条の3 法第15条の2の3第2項の規定により財産の差押えの解除を申請する者は、財産の差押えを受けた年月日並びにその財産の名称及び数量その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)</p> <p>第20条の2の9 [略]</p>	<p>(徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 法第15条の2第8項(法附則第59条第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める期間は、20日とする。</p> <p>(徴収の猶予を受けた場合の差押財産の解除の申請手続)</p> <p>第15条の3 法第15条の2の3第2項(法附則第59条第3項において準用する場合を含む。)の規定により財産の差押えの解除を申請する者は、財産の差押えを受けた年月日並びにその財産の名称及び数量その他規則で定める事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(譲渡割に係る徴収取扱費の支払)</p> <p>第20条の2の9 [略]</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る申告等の期限の延長の特例)</p> <p>第20条の2の10 事業税の納税義務がある法人が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。附則第23条の6において同じ。)</u>及びそのまん延防止のための措置の影響により第47条第1項各号に掲げる期間内に申告納付することができない場合における</p>

(東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免)

第23条の5 [略]

第14条第3項の規定の適用については、同項中「当該期限まで」とあるのは、「同項に規定する理由のやんだ日から相当の期間内」とする。

(東日本大震災に係る復興整備事業における被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の減免)

第23条の5 [略]

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第23条の6 第61条第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第64条の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第60条第1項の政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき同項の総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第62条第1項及び第64条の2第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第62条第1項</u>	<u>1年6月以内、同項第2号</u>	<u>当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(第64条の2第1項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後6月以内の日まで、前条第3</u>
----------------	---------------------	--

<p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p>第24条の9 [略]</p> <p>2 自家用の乗用車に対する第103条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p>	<p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 [略]</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1157 1104 1204"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>3 [略]</p>	[略]	<p>(個人の県民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、県民税の均等割及び所得割(第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さ</p>
[略]			

<table border="1" data-bbox="1182 130 2089 379"> <tr> <td></td> <td></td> <td>項第2号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>から6月以内</td> <td>から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで</td> </tr> <tr> <td>第64条の2 第3項</td> <td>6月以内</td> <td>同項の耐震改修の日後6月以内の日まで</td> </tr> </table> <p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p>第24条の9 [略]</p> <p>2 自家用の乗用車に対する第103条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p>			項第2号		から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで	第64条の2 第3項	6月以内	同項の耐震改修の日後6月以内の日まで	<p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 [略]</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1182 1157 2089 1204"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>3 [略]</p>	[略]	<p>(個人の県民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、県民税の均等割及び所得割(第2号に該当する者にあつては、第36条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さ</p>
		項第2号										
	から6月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後6月以内の日まで										
第64条の2 第3項	6月以内	同項の耐震改修の日後6月以内の日まで										
[略]												

ない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) [略]

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

(県民税の所得控除)

第29条 前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

附 則

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第10条の5 [略]

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中

ない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

(1) [略]

(2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）

(県民税の所得控除)

第29条 前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

附 則

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第10条の5 [略]

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第10条の6 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を同項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第2項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額の法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第31条の規定を適用する。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中

の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき次項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条及び附則第17条において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 [略]

の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき次項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条及び附則第17条において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 [略]

4

附 則

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第18条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）又は同項第4号に規定する非課税累積投資契約（以下この条において「非課税累積投資契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）（その者が2以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の3の2第1項の政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを

附 則

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第18条の3の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）、同項第4号に規定する非課税累積投資契約（以下この条において「非課税累積投資契約」という。）又は同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき同法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）（その者が2以上の同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この項において同じ。）の譲渡をした場合には、法附則第35条の3の2第1項の政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該

区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）又は同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として法附則第35条の3の2第2項の政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、租税特別措置法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第18条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、同条第5項第3号に規定する非課税管理勘定（以下この項において「非課税管理勘定」という。）、同条第5項第5号に規定する累積投資勘定（以下この項において「累積投資勘定」という。）、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として法附則第35条の3の2第2項の政令で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものと、租税特別措置法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみな

	<p>して、前項及び附則第18条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。</p>
<p>5 (県民税の課税客体等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下県民税について「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第39条第3項を除く。）の規定を適用する。</p> <p>7 [略]</p> <p>（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）</p> <p>第27条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第38条及び第39条第1項（<u>法第53条第19項</u>に係る部分に限る。）を除く。）の規定を適用する。</p> <p>（法人の均等割の税率）</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、<u>同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</u></p>	<p>(県民税の課税客体等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下県民税について「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第39条第3項<u>及び第4項</u>を除く。）の規定を適用する。</p> <p>7 [略]</p> <p>（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）</p> <p>第27条の2 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第38条及び第39条第1項（<u>法第53条第31項</u>に係る部分に限る。）を除く。）の規定を適用する。</p> <p>（法人の均等割の税率）</p> <p>第38条 [略]</p> <p>2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第52条第2項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。</p>

(法人の県民税の申告納付)

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人（法人課税信託の引受けを行う個人を含む。）は、法第53条第1項、第2項、第4項、第19項及び第21項から第23項までの申告書を局長に提出し、並びにその申告した県民税額又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書により納付しなければならない。

2 法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から6月の期間中において当該法人の寮等のみが所在する場合は、前項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

3 特定法人（法第53条第47項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、同条第46項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項において「添付書類記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により局長に提供

(法人の県民税の申告納付)

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人（法人課税信託の引受けを行う個人を含む。）は、法第53条第1項、第2項、第31項及び第33項から第35項までの申告書を局長に提出し、並びにその申告した県民税額又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書により納付しなければならない。

2 法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から6月経過日（同項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間中において当該法人の寮等のみが所在する場合は、前項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項及び法第53条第2項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から6月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

3 特定法人（法第53条第56項に規定する特定法人をいう。）である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、同条第55項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項において「添付書類記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により局長に提供

することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の法第53条第46項の総務省令で定める記録用の媒体を局長に提出する方法により、行うことができる。

4 前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認を受けたときは、当該局長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前項の内国法人が、同条第1項若しくは同法第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の却下の処分を受けていない旨を記載した法第53条第50項の総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、局長に提出した場合における当該税務署長が法人税法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う前項の申告についても、同様とする。

（確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務）

第40条 法第53条第1項前段に規定する法人のうち、法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務

することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の法第53条第55項の総務省令で定める記録用の媒体を局長に提出する方法により、行うことができる。

4 前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認を受けたときは、当該局長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前項の内国法人が、同条第1項の承認を受け、又は同条第3項の却下の処分を受けていない旨を記載した法第53条第59項の総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、局長に提出した場合における当該税務署長が法人税法第75条の5第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う前項の申告についても、同様とする。

（確定申告書の提出期限の延長の特例を受けた法人の届出義務）

第40条 法第53条第1項前段に規定する法人のうち、法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務

がある法人は、同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第75条の2第5項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合には、法第53条第40項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

2 法第53条第4項に規定する法人のうち、法人税法第81条の22第1項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、同法第81条の24第1項の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同条第3項において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第5項の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合又は同法第81条の24第2項において準用する同法第75条の2第7項の規定により同項の届出書を提出した場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第47条第4項及び第5項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12

がある法人は、同法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第75条の2第5項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があった場合（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があったものとみなされた場合を含む。）、同法第75条の2第7項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により同項の届出書を提出した場合（同法第75条の2第11項第4号の規定により当該届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）又は同法第75条の2第11項第5号若しくは第6号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分が効力を失った場合には、法第53条第51項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

号の7に規定する連結子法人をいう。第47条第5項において同じ。) (当該法人が同法第81条の24第1項の規定の適用を受けている期間内に同法第4条の3第10項又は第11項の規定により同法第4条の2の承認があったものとみなされた法人を含む。) は、法第53条第41項の総務省令で定めるところにより、その旨を局長に届け出なければならない。

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第44条 医療法人又は医療施設(法第72条の23第2項の政令で定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。)で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額若しくは法第72条の18第1項第2号に規定する個別帰属益金額又は損金の額若しくは同号に規定する個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 [略]

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等(第42条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。以下この条において同じ。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下この条において同じ。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 法第72条の26第1項に規定する法人にあつては、当該法人の当該事

(法人の課税標準の区分経理の義務)

第44条 医療法人又は医療施設(法第72条の23第2項の政令で定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第72条の5第1項第5号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。以下この項において「連合会」という。)で法人の事業税の納税義務があるものは、当該法人又は連合会の事業から生ずる所得について、法第72条の23第2項の規定によって当該法人又は連合会の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額又は損金の額をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 [略]

(法人の事業税の申告納付)

第47条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割等(第42条第1項第1号アに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号イに掲げる法人の所得割をいう。以下この条において同じ。)又は収入割等(同項第2号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第3号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下この条において同じ。)についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 法第72条の26第1項に規定する法人にあつては、当該法人の当該事

業年度の開始の日から6月を経過した日から2月以内

(3)・(4) [略]

2・3 [略]

4 第1項第1号の場合において、法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しないため、又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人。同項において同じ。）が各連結事業年度の連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。同項において同じ。）の金額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度（第2項の規定の適用に係る事業年度を除く。）に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第1項第1号の期限までに申告納付することができないときは、当該法人は、第14条第1項若しくは第2項又は法第20条の5の2第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割等を申告納付することができる。

5 第1項第1号の場合において、法人が、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるとき、又は当該連結親法人が連結子法人が多数に上ることその他こ

業年度（当該法人が法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度（同項に規定する通算親法人事業年度をいう。））の開始の日から6月を経過した日から2月以内

(3)・(4) [略]

2・3 [略]

4 第1項第1号の場合において、法人が、災害その他やむを得ない理由（前項及び次項の規定の適用を受けることができる理由を除く。）により、当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。次項において同じ。）がある通算法人（同条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。次項において同じ。）の決算が確定しないため、又は同法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度（第2項の規定の適用に係る事業年度を除く。）に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ第1項第1号の期限までに申告納付することができないときは、当該法人は、第14条第1項若しくは第2項又は法第20条の5の2第2項の規定により当該期限が延長されたときを除き、局長の承認を得て、その指定した日までに当該各事業年度に係る所得割等又は収入割等を申告納付することができる。

5 第1項第1号の場合において、法人（通算法人に限る。）が、当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算

れに類する理由により各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができないため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ同号の期限までに申告納付することができない常況にあると認められるときは、当該法人は、局長の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度（その終了の日を連結親法人事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日と同じくする事業年度に限る。以下この項において同じ。）に係る所得割等又は収入割等を当該各事業年度終了の日から4月以内（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内）に申告納付することができる。

- (1) 当該連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して4月を超え6月を超えない範囲内において当該局長が指定する月数の期間内
- (2) 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 当該局長が指定する4月を超える月数の期間内

6・7 [略]

8 前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第

法人が多数に上ることその他これに類する理由により法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ同号の期限までに申告納付することができない常況にあると認められるときは、当該法人は、局長の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割等を当該各事業年度終了の日から4月以内（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内）に申告納付することができる。

- (1) 当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して4月を超え6月を超えない範囲内において当該局長が指定する月数の期間内
- (2) 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から4月以内に法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 当該局長が指定する4月を超える月数の期間内

6・7 [略]

8 前項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第

762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認を受けたときは、当該局長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前項の内国法人が、同法第75条の4第1項若しくは第81条の24の3第1項の承認を受け、又は同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の却下の処分を受けていない旨を記載した法第72条の32の2第1項の総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、局長に提出した場合における当該税務署長が法人税法第75条の4第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う前項の申告についても、同様とする。

附 則

（県民税の法人税割の税率の特例）

第19条 昭和52年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

（中小法人等に対する県民税の不均一課税）

第19条の2 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会

762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて局長の承認を受けたときは、当該局長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前項の内国法人が、同条第1項の承認を受け、又は同条第3項の却下の処分を受けていない旨を記載した法第72条の32の2第1項の総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、局長に提出した場合における当該税務署長が法人税法第75条の5第1項の規定により指定する期間（同条第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）内に行う前項の申告についても、同様とする。

附 則

（県民税の法人税割の税率の特例）

第19条 昭和52年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第37条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

（中小法人等に対する県民税の不均一課税）

第19条の2 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会

社を除く。)又は第27条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のもの(受託法人(法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。))の受託者である法人(第27条第6項において法人とみなされるものを含む。))について、法第24条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る第27条の2に規定する信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。)を除く。)

)に対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることの判定は、法第52条第2項第1号から第3号までに掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする。

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県にわたって事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

4 事業年度又は連結事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度又は当該連結事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 [略]

6 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。))若しくは同法第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。))の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提

社を除く。)又は第27条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下のもの(受託法人(法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。))の受託者である法人(第27条第6項において法人とみなされるものを含む。))について、法第24条の2第1項及び第2項の規定により、当該法人課税信託に係る第27条の2に規定する信託資産等が帰属する者として第2章第1節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。)を除く。))に対する各事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であることの判定は、法第52条第2項第1号及び第2号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に掲げる日の現況によるものとする。

3 第1項の規定を適用する場合において、他の都道府県にわたって事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、法第57条第1項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

4 事業年度が1年に満たない法人に対する第1項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して計算した金額」とする。

5 [略]

6 第1項の規定を適用する場合において、法人税法第71条第1項(同法第145条において準用する場合を含む。))若しくは同法第88条(同法第145条の5において準用する場合を含む。))の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提

<p>出すべき法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、当該事業年度又は当該連結事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度分又は前連結事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額を前事業年度又は前連結事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。</p> <p>7 [略]</p>	<p>出すべき法人の法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円以下であることの判定は、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数で除して得た額の12倍の額に相当する額によるものとする。</p> <p>7 [略]</p>
<p>6 (県民税の課税客体等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>6・7 [略]</p>	<p>6 (県民税の課税客体等)</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、<u>マンション敷地売却組合及び敷地分割組合</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>6・7 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

第2条 岩手県県税条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>1 附 則 (新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例) 第23条の6 第61条第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第64条の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第60条第1項の政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき同項の総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例) 第23条の6 第61条第3項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第64条の2第1項に規定する耐震改修に係る契約を法附則第62条第1項の政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から6月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき同項の総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。)は、第64条の2第1項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に」とする。</p> <p>2 [略]</p>		
<p>2 (県たばこ税の課税標準) 第67条の3 [略] 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>0.7グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>0.7本</u>に換算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1347 1106 1394"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>3 [略]</p>	[略]	<p>(県たばこ税の課税標準) 第67条の3 [略] 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が<u>1グラム</u>未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの<u>1本</u>に換算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 1347 2092 1394"> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>3 [略]</p>	[略]
[略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中表1の項の改正部分及び附則第5条の規定 公布の日
- (2) 第1条中表2の項の改正部分及び附則第7条の規定 令和2年10月1日
- (3) 第1条中表3の項及び第2条中表1の項の改正部分並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第1条中表4の項の改正部分 令和3年4月1日
- (5) 第2条中表2の項の改正部分及び附則第8条の規定 令和3年10月1日
- (6) 第1条中表5の項の改正部分並びに附則第4条及び附則第6条の規定 令和4年4月1日
- (7) 第1条中表6の項の改正部分 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条(表3の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の岩手県県税条例(以下「3年新条例」という。)第27条の3第2号及び第29条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第3条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下この条において「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和2年2月1日から地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)附則第3条の政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条の政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、3年新条例附則第10条の6の規定を適用する。

第4条 第1条(表5の項の改正部分に限る。次項において同じ。)の規定による改正後の岩手県県税条例(以下「4年新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第1条第6号に掲げる改正部分及び規定の施行の日(以下「6号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。)第3条の規定(所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が6号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の県民税について適用する。

2 6号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び6号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいい、連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した連結事業年度を含む。以下同じ。）分の法人の県民税については、第1条の規定による改正前の岩手県県税条例（以下「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

第5条 第1条（表1の項の改正部分に限る。）の規定による改正後の岩手県県税条例附則第20条の2の10の規定は、令和2年2月1日から適用する。

第6条 別段の定めがあるものを除き、4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、6号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、6号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が6号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 所得税法等改正法附則第29条第1項の規定により所得税法等改正法第3条の規定による改正後の法人税法第64条の9第1項の規定による承認があったものとみなされた内国法人が6号施行日の属する連結事業年度において4年旧条例第47条第5項の規定の適用を受けていた場合には、当該内国法人は、当該連結事業年度終了の日の翌日において4年新条例第47条第5項の提出期限の延長がされたものとみなす。

（県たばこ税に関する経過措置）

第7条 附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

第8条 附則第1条第5号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。